

令和元年度第4回京田辺市子ども・子育て会議 確認票

資料 3	第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画（案）について
内 容	<p>子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。計画は子ども・子育て支援法第61条に基づくもので、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家族、地域などを対象に子ども・子育て支援を推進するものとして策定するものです。</p> <p>本市ではこの第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画を次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律による「市町村計画」として策定するとともに、第4次京田辺市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけています。</p> <p>現行計画が令和元年度で終期を迎えることから、この度、令和2年度の始期とする第2期計画の策定作業を進めてきました。第2期計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となります。</p> <p>本件は、庁内会議・市議会等の意見を反映した最終版となります。</p> <p>今後は、子ども・子育て会議からの意見に対応し、今年度中に「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」として策定します。</p>